

(改正後全文)

平成12年10月25日
社 援 第2393号
一 部 改 正
平成13年 3月30日
平成14年 3月29日
平成17年 3月31日
平成18年 3月31日
平成19年 3月30日
平成20年 3月31日
平成20年 4月30日
平成21年 3月31日
平成22年 3月31日
平成23年 3月31日
平成25年 4月23日
平成27年 3月27日
平成28年 3月29日
平成29年 3月29日
平成30年 3月30日
平成31年 3月29日
令和 2年 3月31日
令和 3年 3月30日
令和 4年 3月30日
令和 5年 3月31日
令和 6年 4月24日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生省社会・援護局長

生活保護法施行事務監査の実施について

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）により、生活保護法第23条第1項に基づく事務監査が法定受託事務と位置づけられ、地方自治法第245条の9では、国は、地方公共団体が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めることができることと規定されたところである。

これに伴い、都道府県知事等が行う生活保護法施行事務監査の事務については、別添のとおり「生活保護法施行事務監査実施要綱」（以下「要綱」という。）を定め、地方自治法第245条の9の規定に基づく処理基準（要綱の2、4の（2）を除く。）として、平成12年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成11年3月25日社援第751号厚生省社会・援護局長通知）は廃止する。

生活保護法施行事務監査実施要綱

1 監査の目的

監査は、市町村及び福祉事務所における生活保護法の施行事務につき、その適否を関係法令及び取扱指針等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助するものであること。

2 監査の意義等

- (1) 監査は、法的権限に基づいて生活保護行政の運用の状況を監査するものであるが、単に監察的見地から事務の執行又は会計経理の状況を検査し、その適否を調査する等の消極的な機能に止まらず、更に生活保護行政がより効率的に運営されるよう援助・指導する積極・建設的な機能を果たすべきものであること。
- (2) 監査職員は、監査の意義及び目的を十分理解し、その任務が生活保護行政の事務全般にわたる監察・指導であることを十分自覚するとともに、その職務を行うに当たっては、特に次の点に留意すること。

1. 指示又は回答は明確にすること。
2. 公正不偏かつ懇切丁寧を旨とし、謙譲にして、指導援助的な態度をもって監査に臨むこと。
3. 権勢的又は一方的な言動を避け、努めて関係者の理解の下に積極的かつ自発的な協力が得られるよう配慮すること。

3 監査の類型及び実施方式

監査は一般監査及び特別監査とし、別紙「生活保護法施行事務監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること。

(1) 一般監査

- ア 一般監査は年間の計画に基づき、原則として全ての福祉事務所に対し、年1回実地に行うこと。
- イ 一般監査においては、保護の決定手続及び方法の適否並びに被保護者の自立助長等個別的援助の適否の検討（以下「ケース検討」という。）を行うものとするが、これらの取扱いが適正かつ効率的に行われるための前提条件となる次に掲げる事項についても十分な検討を行うこと。
 - (ア) 組織機構と職員の配置状況
 - (イ) 業務の進行管理等査察指導の状況
 - (ウ) 保護の決定等事務処理の状況
 - (エ) 訪問調査活動及び援助方針の状況

- (オ) 町村並びに民生委員等との連携の状況
- (カ) 指定医療機関、社会福祉施設及びその他関係機関との連携状況
- (キ) その他必要な事項

ウ ケース検討においては、福祉事務所の被保護世帯類型、労働力類型等を考慮のうえ、当該福祉事務所の全般的傾向が把握できるケースを選定することとし、その数は全ケース数の概ね1割を目途とすること。

また、保護の面接相談及び保護の廃止の対応状況その他必要な事項についても、十分な検討を行うこと。

なお、前年度の監査結果等を踏まえ、特定の問題がある場合には、その問題傾向に応じてケースを選定すること。

(2) 特別監査

一般監査のほか、必要に応じ、次のような特別監査を行うこと。

- ア 特定の事項に問題がある福祉事務所に対して行う特別な監査
- イ 保護動向等に特異な傾向を示す福祉事務所に対して行う特別な監査
- ウ 監査後の状況を確認するための監査

4 監査実施計画の樹立等

- (1) 都道府県及び指定都市は、毎年度当初にその年度の監査の実施計画を樹立する等、計画的に監査を実施すること。

なお、監査の実施計画の策定に当たっては、福祉事務所毎の過去の監査結果、最近の保護動向等を勘案して監査の重点事項を定め、一般監査と特別監査の有機的な連携を図る等により監査の効率的な実施に十分配慮すること。

- (2) 上記(1)によるほか、生活保護適正化等事業の「生活保護特別指導監査事業」による一般指導監査、特別指導及び確認監査の実施についても積極的に取り組むこと。

5 監査の事前準備

監査の実施に当たっては、福祉事務所における保護の実施状況、前年度の監査結果の問題点及びその改善状況等はもとより、保護の動向、当該地域の保護に係る社会的諸条件等を事前に監査班全員で十分に分析検討し、他の福祉事務所との比較等により、問題の所在を予め把握すること。

また、ケース検討を実施する際のケースの選定に当たっては、提出資料における全ケース数と当該福祉事務所の生活保護システムに登録されているケース数に齟齬がないか確認すること。

6 監査結果の指示及び措置状況の確認

- (1) 監査の結果については、所長等関係職員の出席を求め、実地に講評及び指示を行うこと。

なお、講評後においては、これらの職員とともに是正改善を要する事項等の研究協議を実施することにより、その問題の所在を明らかにするよう努めること。

(2) 福祉事務所に対する指示は、前項の検討結果に基づき、監査班全員で十分に分析検討を行った上で、改善を必要とする事項（内容）に止まらず、具体的な改善方策を含め文書により通知すること。

(3) 監査結果の指示事項に対する是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求めること。また、必要に応じ監査職員を派遣してその改善状況を確認すること。

(4) 指導台帳の整備

都道府県及び指定都市においては、福祉事務所に対する指導監査の実効性及び継続性を確保するため、前年度監査の是正改善事項を記載した「指導台帳」を整備すること。

7 指導監査結果の報告等

都道府県及び指定都市が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。